

意見書

2023年3月15日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部  
電気通信技術システム課 安全・信頼性対策室御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

電話番号 03-5304-7511

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「電気通信事故検証会議 電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所		意見
該当ページ	該当する記載	
全体	総論	<p>今回報告書（案）は世の中全般的に通信に対する重要度が増加している中、品質維持や障害対応に対する要望が高まっていることを踏まえての方針であると理解しております。一方で通信事業者は現在、半導体不足による機器調達の遅れやトラフィックの急増によるネットワークコストの上昇、電気料金値上げによるコスト上昇、また急激な円安による機器コストそのものの上昇など、外部環境の変動による財務的な悪化要因に直面しながら品質・価格の維持に努めているところです。</p> <p>今般の冗長構成の強化、大規模障害時の顧客への通知時間の短縮、監視機能の強化等についてはネットワークコストのさらなる増加につながり、事業者の健全な運営に影響する事を懸念します。</p>
P6	網羅的なリスクの洗い出しには限界があり	左記の通り網羅的なリスクの洗い出しは、専門性の深さや複雑さにより困難を極めると考えます。
P6	サービスの継続を可能とする取組がなされているが、半故障等により予備系設備に切り替わらない場合の対応について（以下略）	「半故障」の定義について現用系がシステムとして正常に動作していると認識しているが実際にはサービスが継続できていない状態を指し示していると認識してよろしいでしょうか？
P6	切替え不能時の対応手順等は決めていても、当該対応を実施した場合の影響評価や訓練まで実施できていない者もいる	基本的には上記のような半故障の影響予測はかなり困難と考えます。
P18	外部モニタリング全般	電気・ガス・運輸（鉄道・航空）水道などの事業に比較しシステム自体の標準化がたえなされていたとしても、通信分野においては複雑さゆえにその実装に幅があり、外部モニタリングが客観的に判断することがそもそも困難であると考えます。その観点で経営方針やシステム方針により個社ごとに運用が異なると考えられる金融業界におけるモニタリング

		の内容は通信にも参考になるのではないかと思料します。
P19	諸外国に通信分野における平時モニタリング	米国は緊急通報サービスに絞っており、EU もセキュリティに特化しています。我が国におけるモニタリングも緊急性などを考慮した絞り込みなどが行われないと現実的でないと思料します。
P19	一方で、各社でリスクの既知性には違いがあり、ある社の未知のリスクが他社では既知のリスクとして対応済みの場合もあることから、こうした設備ごとに洗い出されたリスクについて、設備ごとに共通の視点で第三者が点検を行い、同意の得られる範囲で、不足するリスク認識について事業者に指摘を行うことは、事業者のリスク認識を広げ、事故の未然防止につながる効果が一定程度期待できると考えられる。	設備ごとに共通の視点で第三者が点検を行い、かつ「同意の得られる範囲で」、となると本来の効果が得られるのかどうか検討の余地があると考えます。OSS を前提としたシステムや前述のクラウドでのサービス利用（通信システムにおける SaaS 利用など）が広がっていく傾向である中どこまで「共通の視点」をもったモニタリング組織ができるのか疑問であり、仮にできたとして継続的にそのレベルが維持されるのか議論となると思料します。
P20	3.2 外部モニタリングに関する (3) 対応の方向性 「電気通信分野は非常に技術の進歩や環境の変化が激しい分野であることに鑑み、そうした変化に柔軟に対応できるようにするため、外部モニタリングに際しては、金融庁による金融機関への検査・監督や国土交通省による運輸分野の保安監査では、業法に共通して存在する報告徴求や立入検査等の条文を根拠として、政府が点検を行う基本方針等を策定し実施していることを参考に」	ガバナンスのモニタリングの方向性については賛同いたします。一方設備ベースのモニタリングについては本提案を基本にすることは重要であると考えますが、繰り返しとなりますが激しい技術進歩やクラウドシステム導入などでステークホルダーとの関係性の複雑化などを鑑みると極めて難易度が高いと予想されます。またこれらを継続的に維持するためにも設備ベースのモニタリングは公平で透明性の高いものが要求され、モニタリングを行う組織自体が常に外部の先進的な組織（例えば IETF や 3 GPP など）などともコンセンサスが形成されるよう運営されるべきと思料します。これにより「外部モニタリング制度の在り方やモニタリングの対象となる者等を含め、不断の見直し」が実効となることを期待します。
P21/6	指定公共機関について「当該2つのモニタリング（ガバナンスのモ	「当面は」という文言に今後の対象事業者の拡大を意図していると考えられますが、中小企業でも電気

	<p>ニタリング及び設備ベースのモニタリング)の対象者については、当面は、例えば、電気通信役務を提供する指定公共機関に対象を限定することが考えられる。」</p>	<p>通信役務を営んでいる事業者は多数ありこれらを全てモニタリングの対象範囲とすることは実行上不可能と考えるので「当面は、例えば、」という文言の削除をお願いし、指定公共機関のみに限定していただきたいと存じます。</p>
P24	<p>3.4 予備系設備への切替え不能時の対処の(3) 対応の方向性</p>	<p>概ね方向性に同意します。加えて「サイレント故障のリスク」については機器やシステムの監視のみならず、一般ユーザー目線に近いいわゆる「性能監視」や「サービス正常性監視」などの導入も視野に入れ、また「Down Detector」や SNS との外部サービス連携も視野に入れながらより能動的な検知体制構築を促すことも肝要かと思料します。</p>